## 彦根市ホームページ広告掲載取扱要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、市がインターネット上に公開しているホームページへの広告の取扱いについて、彦根市広告掲載要綱(平成23年彦根市告示第151号)および彦根市広告掲載基準(平成23年8月18日施行)(以下、「告示等」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、「広告」とは、広告を掲載する者(以下「広告主」という。)の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

#### (広告の種類および範囲)

- 第3条 ホームページに掲載する広告は、市の広報媒体としての品位、公共性および公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えないものとし、その掲載 基準は告示等に定めるもののほか、消費者被害の未然防止および拡大防止の観点から、次の各号のいずれにも該当しないものとする。
  - (1) 労働基準法(昭和22年法律第49号) その他の関係法令に違反する人材募集の広告
  - (2) 将来の利益が確実である、もしくは保証されているかのような誤解を与える表現、安全・確実性、有利性等を強調し、投機心をいたずらにあおる表現等を含む、投機的商品ならびに出資者および出資金の募集の広告

#### (広告の規格および掲載位置)

- 第4条 広告の規格(1枠)は、次のとおりとする。
  - (1) 天地78ピクセル
  - (2) 左右182ピクセル
  - (3) 50キロバイト以内
  - (4) GIF (アニメーション不可、透過GIF不可) またはJPEG、または PNG形式
- 2 広告の掲載位置は、市長が決定する。

#### (掲載料金)

第5条 広告の掲載料金は、1枠当たり月額20,000円とする。

#### (広告の掲載期間)

第6条 広告掲載期間は、1カ月(月初から末日まで)を単位とする。ただし、広告主が希望する場合は、年度内に限り最長12カ月までを掲載期間として申し込むことができる。

2 広告掲載期間中、市の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、 閉鎖した時間を24時間で除して得た日数(端数切捨て)に相当する期間、広告 掲載期間を延長するものとする。

## (広告の申込み)

第7条 広告を掲載しようとする者(以下「申請者」という。)は、彦根市ホームページ広告掲載申込書(別記様式第1号。第9条において「申込書」という。)および同意書(別記様式第2号)に広告案を添えて、原則として希望する掲載月の1カ月前までに、市長に提出しなければならない。

## (掲載の募集)

- 第8条 広告掲載の募集は、毎年2月に次年度分の広告を彦根市ホームページおよび広報ひこねにより行うものとする。
- 2 年度途中に掲載枠に空きが生じた場合は、当該年度分の広告を随時募集するものとする。

## (掲載決定等)

- 第9条 市長は、第7条の申込書を受け付けたときは、速やかに広告案の内容を審査し、掲載の可否を決定の上、彦根市ホームページ広告掲載許可(不許可)決定通知書(別記様式第3号)により申請者に通知するものとする。
- 2 広告掲載可否の決定は、申請者が多数の場合は、先着順とする。
- 3 市長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは、申請者 に修正を求めることができる。

### (広告原稿の作成および提出)

第10条 広告原稿は、市が指定する方法により広告主の負担で作成し、市が指定する期日までにデジタルデータで提出するものとする。

#### (掲載料金の納入)

第11条 広告主は、前条の規定による掲載決定後、市の指定する期日までに納付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

## (広告主の責任)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

#### (広告掲載の取消し)

第13条 市長は、次に掲げる場合には、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
- (2) 広告主または広告内容が不適当と判断した場合
- (3) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- 2 前項の取消しにより、広告主に損害が生じても市長は一切の責任を負わないものとする。

## (広告掲載の取り下げ)

- 第14条 広告主は自己の都合により、市ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。
  - 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は彦根市ホームページ広告取り下げ申出書(別記様式第4号)により市長に申し出なければならない。

## (広告掲載料金の還付)

第15条 広告掲載料金は還付しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

## (その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成23年9月20日から施行する。

#### 附則

この要綱は、令和4年4月5日から施行する。

#### 附目

この要綱は、令和4年5月20日から施行する。

## 附則

この要綱は、令和5年6月8日から施行する。

彦根市長様

申込者住所(所在地) 氏名(名称) 代表者名 電話 FAX

# 彦根市ホームページ広告掲載申込書

彦根市ホームページにバナー広告を掲載したいので、彦根市ホームページ広告掲載取扱要綱第7条の規定により、下記のとおり申し込みます。

申込みにあたっては、彦根市ホームページ広告掲載取扱要綱の内容を遵守します。

記

- 1 広告原稿 別添のとおり
- 2 広告の掲載希望期間年 月 日~ 箇月
- 3 バナー広告の内容
- 4 リンクするホームページアドレス http://

年 月 日

彦根市長 様

申込者・広告主住所(所在地) 氏名(名称) 代表者名

## 同意書

彦根市ホームページの広告掲載許可に係る審査のため、申込者・広告主について 彦根市が、下記の事項を調査確認することに同意します。

記

- 1 市税の納付状況に関する事項
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 2条第6号に規定する暴力団員ならびにこれらの者がその経営に実質的に関与 している事業者との関係の有無
- 3 上記のほか、彦根市ホームページの広告掲載決定に係る審査に必要な事項

様式第3号(第9条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

彦根市長印

彦根市ホームページ広告掲載許可(不許可)決定通知書

年 月 日付で申込みのあった彦根市ホームページへの広告掲載については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 可とする
  - (1) 広告掲載内容
  - (2) 広告掲載期間

年 月 日~ 年 月 日

(3) 広告掲載料

円

- (4) 広告掲載条件 彦根市ホームページ広告掲載取扱要綱に従うこと
- 不可とする。
   理由

年 月 日

彦根市長 様

申込者住所(所在地) 氏名(名称) 代表者名 電話 Fax

## 彦根市ホームページ広告取り下げ申出書

年 月 日付にて決定のありました彦根市ホームページへの広告掲載の取り下げについて、彦根市ホームページ広告掲載取扱要綱第14条の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 掲載決定期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 2 掲載取り下げ年 月 日 以降
- 3 取り下げ理由